

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年6月11日

福島県保健福祉部保健福祉総務課長

工事番号	第25-21005-0002号
工事名	旧会津保健福祉事務所解体工事
質 問 事 項	
<p>1. 評価基準*1が「建築工事（解体工事に限る）」となっております。</p> <p>①企業の技術力の工事成績と、②配置予定技術者の工事成績では「建築工事（解体工事に限る）」の工事成績のみが加点されると読み取れます。</p> <p>しかし、「福島県請負工事成績評定要綱」では、解体工事は評定の対象外となっておりますので、矛盾しているように思われます。</p> <p>①と②の工事成績に関しては、「解体工事に限る」の記載を外して考えてもよろしいでしょうか。</p> <p>2. 土壌汚染調査の日程は、どの程度見込めばよろしいでしょうか。</p> <p>3. 会津若松市文化課の立会いですが、「確認しながら工事を進める」と記載されています。工事を中断して遺跡調査を行う日程は見込まなくてもよろしいでしょうか。</p> <p>4. 南西側にある新館ですが、工事エリア内にあります。工事期間中は使用しない考えでよろしいでしょうか。</p> <p>5. モニタリングポストの電源と思われる電線が、対象解体物の外壁より支持されています。解体する際に支障になりますが、どのように対処すればよろしいでしょうか。</p> <p>6. 設計書頁40 仮囲いの基本料が算入されていません。別途協議願えますか。</p>	

回 答 事 項

1. 評価基準のとおりです。
2. 45日程度を見込んでいます。
3. 工事の中断はない想定です。
4. 工事期間中の使用予定はありません。
5. 遅くとも上屋解体工事前までには移設する予定です。
6. 工事着工後において協議に応じます。